

令和4年度第1回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年4月19日

場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和4年4月19日(火) 午後2時10分
3. 閉 会 日 時 令和4年4月19日(火) 午後2時56分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 令和3年度十和田市農業委員会事業報告について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第6号 農用地利用配分計画の認可について
- 報告第7号 営農型発電設備による発電事業の廃止について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第2号 特定農地貸付け変更に関する農業委員会の承認について
- 議案第3号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第4号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

7番 稲田 優憲 君 8番 柿本 広一 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横岡 聖一	事務局 次長	安本 宗徳
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	村中 健大	事務局 主査	佐々木 徳幸
事務局 主事	佐藤 菜奈		

10. 書 記

事務局 主事 佐藤 菜奈

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年4月7日に告示招集いたしました、令和4年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 稲田 優憲 委員、8番 柿本 広一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。内容は2ページです。十和田市農業委員会事務局職員の令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付人事異動を令和4年3月29日付で専決処分しております。3月31日付で出向となる職員は、事務局次長 菅原 靖雄 が 税務課課長補佐 へ、事務局主査 梶木 信人 が こども支援課こども保育係長へそれぞれ異動となりました。次に、4月1日付で出向により任命となる職員は水道課施設管理係長の 安本 宗徳 が事務局次長に、まちづくり支援課主事の 佐藤 菜奈 が事務局主事となりました。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）3ページをお願いいたします。報告第2号、令和3年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件です。令和3年度の事業の実施状況について、主なものをご説明いたします。4ページです。1. 農業委員会の概要についてですが、(1) 令和4年3月31日現在、農業委員は定数19人に対し、18人が在職、農地利用最適化推進委員については定数14人に対し、定数どおり14人在職しております。(2) 事務局職員は、定数12人に対し、9人となっております。会議の開催状況につきましては、総会、全員協議会、議案検討会議が各12回、勉強会は10回開催いたしました。5ページです。2. 農地対策事業についてです。(1) の権利の移転、設定、転用関係です。表①、農地法第3条による所有権移転、賃借権等の設定の合計は、158件、約99.7ヘクタールとなり、昨年度より、61件、約44.8ヘクタールの減となりました。なお、所有権移転について、不許可となったものが1件ございました。表②、基盤法による所有権移転は、合計40件、約29.6ヘクタールで、昨年度と比較し、件数は4件の増、面積は0.1ヘクタールの増でした。表③、農地中間管理事業による賃借権、使用賃借は、合計223件、約123.8ヘクタールとなっており、昨年度と比較し、97件の増、面積も32.8ヘクタール増となりました。この実績から、農地の権利設定について、中間管理事業の活用が増加している傾向となっております。6ページです。表⑥の農地法第4条・5条による転用の意見送付につきましては、合計87件、約18ヘクタールで、昨年度と比較し、9件、7.6ヘクタールの増となりました。表の⑧の5条転用許可の申請取下げが2件、営農型発電設備の廃止報告が1件ございました。また、⑨の新規就農者へのヒアリングは4件でした。次に7ページです。(3) の農用地利用調整会議は14回開催し、調整件数は42件、面積は31.4ヘクタールでした。(4) は、諸証明、意見書交付関係です。②の農地に係る意見書について、その他の面積が47.5ヘクタールと大きい面積となっておりますが、これは採草放牧地として借り入れた国有林を返地する際の除外にかかるもの、それが46.6ヘクタールほどあったためです。その他の件数については、表のとおりとなりますのでご参照ください。次に8ページです。⑧農地法第2条1項の規定による非農地判断については、合計70件、15.8ヘクタールでした。⑨の特定農地貸付けに関する農地法等の特例は、市民農園に係るものが1件ございました。9ページです。(5) のその他ですが、④遊休農地実態調査については、農地法第30条の規定により利用状況調査、農地パトロールを毎年行うこととされており、令和3年度は8月30日から9月1日までの3日間実施しま

した。また、農地パトロールの結果、再生可能とされた農地について、所有者に対し文書や聴き取りにより調査を実施しました。令和3年度に解消された遊休農地は、非農地判断15.8ヘクタールを含めて、合計142筆、約28.9ヘクタールとなりました。この結果、令和3年度末時点の遊休農地は、95筆、約19.1ヘクタールとなっております。⑥農地流動化の促進に係る取り組み（農地のあっせん）についてです。申込件数は、累計で53件、このうち令和3年度にあっせんが成立した件数は、11件ございました。次に、10ページです。続きまして、3. 農業振興対策事業への取り組み状況です。（1）農地の利用集積や担い手の確保・育成と経営確立の支援のうち、⑤の農業後継者結婚対策につきましては、対策協議会や実行委員会、交流会の実施について検討いたしましたが、新型コロナの影響により残念ながら開催を見送っております。⑥農業者年金への加入推進につきましては、2名の新規加入となりました。次に11ページです。令和4年3月31日現在の農業者年金の加入状況は表のとおりとなっております。（2）の地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。①移動農業員会につきましては、新型コロナの影響により、開催はございませんでした。③の行政機関等に対する意見の提出についてですが、昨年度、農業委員会法に基づく意見書の提出は行いませんでしたが、令和3年度産米概算金の大幅な下落を受けて市が実施した影響緩和対策やその他の農業者支援につきまして、会長が十和田市長と面談し意見交換を実施いたしました。12ページです。情報提供・広報活動につきましては、①「のうぎょうと農業委員会」を広報とわだに2回掲載するとともに、市のホームページを随時更新し、委員会活動の情報提供に努めております。全国農業新聞の購読者数は、令和4年3月31日現在、110名となっております、前年度比6名の減となっております。（4）の農政・研修活動の実施についてですが、農作業労働賃金の標準額につきましては、アンケートによる実態調査や関係団体との検討を行い、3月に公表しております。農業・農政に関する勉強会につきましては、総会、全員協議会終了後に10回開催いたしました。そのほか、水稻作柄状況調査ですとか研修会、各種大会等の行事につきましては、新型コロナの影響により、令和2年度に引き続き、3年度も残念ながら軒並み開催中止となっております。以上で、令和3年度の事業報告を終わります。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。はい、9番。

委員（奥山博君）9番、奥山です。確認でございます。ページは7ページ、（4）の②に関することでございます。7ページ（4）の②、さきほど、事務局長のほうから、②の除外面積が47.5うんぬんということで説明がございましたけれども、ちょっと私自身聞き取れなかったのもう一度採草放牧地に関するうんぬんということで説明があったと、これを理解しておりますが、もう一度お願いします。

事務局長（横岡聖一君）この農振除外でその他のところが非常に大きな面積になっておりましたので、その内訳についてご説明いたしました。47.5ヘクタールのうち、先ほどご説明した、採草放牧地として借り入れた国有林を返地する際に除外の申請となったものが、46.6ヘクタールとして含まれておりました、という説明をいたしました。

委員（奥山博君）はい、了解です。

議長（杉山秀明君）そのほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は15ページから19ページです。まず、農地法によるものが、15ページから17ページで合計15件39筆92,971平方メートルです。今後の意向につきましては、1番から6番の_____が借人となっていた解約については、今後同じく_____と中間管理機構に切り替えて賃借の予定です。7番につきましては、4筆のうち梅山の2筆については、農地法3条で、下の佐々木平、柳原の2筆については基盤法で、同一人物との売買の予定で、今回議案として上程されております。8番、10番、11番については、今後、別人と賃借の予定です。9番、13番、15番は自ら耕作、12番は別人と売買の予定です。14番は、別人に贈与により所有権移転の予定で、今回議案として上程されております。次に、農地中間管理事業によるものが18ページから19ページの合計6件16筆22,405平方メートルです。今回の意向はすべてについて、受け手を変更する予定です。協力金の返還はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 20ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は21ページから24ページです。今回は合計10件59筆91,102.90平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望はございません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。農地以外の用途になっているものは、1番の現況の一部が宅地、公衆用道路、雑種地、3番の現況の一部は所在地不明となっております。また、1番と5番につきましては、一部の持ち分を相続するものです。農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議 長（杉山秀明君） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君） 次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君） 25ページをお願いいたします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。26ページです。今回の照会は3件4筆3,086.80平方メートルです。1番は、現地調査を3月17日に実施し、法務局への回答も3月17日付で行っております。場所は、伝法寺小学校跡地から西に約1,600メートルの地点です。申請地は、植林後数十年経過したと思われる樹高15メートル以上の杉林となっております。長期間山林の状態が続いているため、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。2番は、現地調査を3月18日に実施し、法務局への回答は3月22日付で行っております。場所は、井戸頭団地から南に約300メートルの地点です。①、②ともに昭和52年建築の住宅の庭となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課台帳においても、現況宅地であることから、非農地と判断しております。3番は、現地調査を4月7日に実施し、法務局への回答は4月12日付で行っております。場所は、十和田湖消防署から北西に約1,600メートルの地点です。申請地は、昭和37年建築の小屋が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税務台帳においても、現況宅地であることから非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君） 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (横岡聖一君) 27ページをお願いいたします。報告第6号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和4年3月23日です。内容は28ページから30ページです。賃借権の設定で、合計7件、16筆、52,521平方メートルです。6番のみ再設定で、その他は新規の権利設定です。利用権の設定期間は、1番から3番が6年、4番と5番が7年、6番は受け手の意向により1年、7番は6年となっております。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長 (横岡聖一君) 31ページをお願いいたします。報告第7号、営農型発電設備による発電事業の廃止について。農地法第4条第1項の農地転用許可を受けた者から、別紙のとおり発電事業を廃止する旨の届出があったので報告する件です。内容は32ページです。本件は、令和2年6月25日に営農型太陽光発電設備を設置するものとして、10年間の一時転用許可申請書が提出され、令和2年11月10日付で許可になったものです。しかしながら、許可後、送電線の敷設費用が当初計画より多大となったため、今後、発電事業を継続することが困難との理由で廃止報告書の届出がありましたので、令和4年3月17日付でこれを受理し、同3月18日、県に送付いたしました。

なお、営農型発電事業に係る転用許可の場合、許可条件として事業を廃止する場合は、速やかに報告することとされており、転用取消の手続きは必要のないことを、県に確認しております。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、米田委員、山崎委員の3名です。4月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

委員 退席

再開 午後2時35分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）33ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は34ページから40ページです。先ほど、報告第3号でご報告しました合意解約後の権利設定に係る案件は、所有権移転の35ページの5番と37ページの15番となります。なお、議案書の記載内容について、先月までと変更した箇所がございます。表の一番右の欄、譲受人の労働力・農機具の所有状況の欄について、労働力としての家畜頭数をこれまで記載しておりました。しかしながら、現在の農作業において家畜が利用される例は、ほぼないこと、また、畜産業で繁殖ですとか肥育のために飼養している家畜頭数と誤解を招くことから、今回は、記載しないことといたしました。今後は、もし労働力として所有している家畜があった場合のみ、その数を表示いたします。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは、農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計26件です。内訳は、所有権移転19件、賃借権設定7件です。はじめに、所有権移転ですが、34ページの申請番号1番から36ページの申請番号9番までが、相手方要望による売買です。つづいて、

36ページの申請番号10番から38ページの申請番号19番までが贈与です。申請番号10番は親戚へ、11番は知人へ、12番、13番は甥へ、14番は弟へ、15番は孫へ、16番から19番までが子へ、贈与するものです。次に、賃借権設定は、39ページの申請番号1番から40ページの申請番号7番までが労働力不足によるものです。なお、39ページの申請番号3番から6番までは、法人による新規就農となっております。今回の申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

_______委員 着席

再開 午後2時40分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）41ページをお願いいたします。議案第2号、特定農地貸付け

変更に関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、別表のとおり十和田市長から変更の申請があったので承認を求める件です。内容は42ページです。今回付議されました件につきましては、令和4年2月総会でご審議いただき、承認いただいた内容に変更があったため、改めて市長から申請があったものです。変更の内容は、表の西地区の西金崎472-1について、面積を訂正するものです。図にお示ししましたとおり、実際に特定農地貸付けにより市民農園として利用する範囲と1筆の境界に、ずれがあったことが判明したとの理由で、面積が286平方メートル減となるものです。その他の承認にあたり留意すべき要件につきましては、2月に承認されました内容と変更がなく、すべて満たしていると判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）43ページをお願いいたします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は44ページから45ページです。今回は合計5件8筆36,945平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。はじめに大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（斗沢信一君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号1番について、令和4年3月23日午後2時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農

用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）斗沢委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号2番は、令和4年3月23日午前10時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、三本木地区 関川 明 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（関川明君）それでは、農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号3番について、令和4年3月23日午前11時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者に、農地の集積を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）関川推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号4番は、令和4年3月23日午後1時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買によ

り所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） 沢目推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君） 次に、旧十和田湖町地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（白山雄治郎君） 農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号5番は、令和4年3月23日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調査を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） 白山推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君） 事務局から補足説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君） ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する、各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第3号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）46ページをお願いいたします。議案第4号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は47ページから56ページです。まず、賃借権の設定は47ページから52ページで、合計9件59筆151,040.37平方メートルです。利用権の設定期間については出し手から機構、機構から受け手を、それぞれ10年に設定するものが1番、2番、3番、4番、5番、8番と9番です。5年に設定するものが、6番と7番です。次に、使用貸借による権利設定は53ページから56ページで、合計7件21筆51,419平方メートルです。5番のみ再設定で、その他はすべて新規となります。出し手から機構及び機構から受け手への設定期間は、1番と2番が5年、3番と4番が3年、5番が7年、6番が5年、7番、10年となっております。今回、協力金の対象はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は決定することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）57ページをお願いいたします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、58ページです。今回は、合計2、2筆3,678平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについて、ご説明いたします。1番の転用事由は、農地を売買で取得し、10区画の宅地分譲を行うものです。場所は、ユニバース十和田西店から西に約300メート

ルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため。第3種農地に該当します。本件は小規模開発行為の対象となります。2番の転用事由は、農地を売買で取得し、事務所を建築するものです。場所はちとせ小学校から南東に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴き取り調査の結果について、報告願います。

議 長（杉山秀明君）1番 米田 拓実 委員、お願いいたします。

報告委員（米田拓実君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、2件です。令和4年4月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴き取り調査を行いました。現地調査及び聴き取り調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴き取り調査の結果、すべての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）米田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

————— 閉会 午後2時56分 —————